

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計器設定に関する確認において、水素遮断弁用窒素圧力スイッチの計器仕様表記載の型式番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	計器設定に関する確認において、1-4号機用酸素圧力指示スイッチの計器仕様表記載の警報設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	計器設定に関する確認において、水素供給圧力指示スイッチの計器仕様表記載の警報設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	空気抽出器第1蒸気入口弁等（計4台）の点検時、開度計に指示ズレが認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
5	2号機	制御棒駆動水温度記録現場盤において、電源スイッチ（プラスチック性）の破損が認められたため、当該電源スイッチを点検・修理	D	
6	3号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンク液位変換器の点検準備時、点検対象計器を誤り廃液中和タンク液位変換器の信号ケーブルを外したことが認められたため、対応検討	C	
7	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受振動記録計において、デジタル値の表示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	4号機	ドライウェル機器ドレンサンプ出口放射線モニタ記録計において、指示値が瞬時ダウンスケールし復帰する事象が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
9	4号機	スチームドレン処理設備サンプルポンプ（B）出口弁等の点検時、弁座シート面等に腐食（3台）が認められたため、当該弁を修理	D	
10	5号機	電動機駆動消火ポンプにおいて、カップリング側グランド部の増し締め代に不足が認められたため、当該グランド部のパッキンを交換	対象外	
11	5号機	制御棒手動制御装置で「重故障」及び制御棒監視制御盤で「複数異常」等の警報が認められ、確認後リセットボタンにて警報は解除された。本事象の発生に伴い、当該装置を点検	C	
12	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ軸シール水ポンプ（A）において、メカニカルシールからの漏えい（1適/秒）が認められたため、対応検討	D	
13	集中環境施設	共用プール設備監視用モニタ（ITV）において、映像表示不良（変色）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
14	集中環境施設	共用プール設備非常用電気品（B）区域送風機（B）の出口ダンパに動作不良（閉固着）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
15	集中環境施設	計器設定に関する確認において、廃棄物処理系再生廃液濃縮器（B）密度記録計等（他1台）の計器仕様表記載の型式等に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで